

福井県並行在来線対策協議会規約

(目的)

第1条 北陸新幹線の敦賀開業時に西日本旅客鉄道株式会社から経営分離される北陸本線石川県境～敦賀間（以下「並行在来線」という。）のあり方について協議するため、福井県並行在来線対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務（以下「所掌事務」という。）をつかさどる。

- (1) 並行在来線の経営（経営主体、経営方式等）に関する事
- (2) 並行在来線の運行に関する事
- (3) 並行在来線の負担および支援に関する事
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事務に関する事

(組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

(役員)

第4条 協議会に、役員として、会長1人、副会長2人を置く。

- 2 会長は、福井県知事の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する。

(役員の仕事)

第5条 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要と認めたときは、別表第1（オブザーバー）に掲げる者を会議に参加させることができる。

3 会長は、必要と認めたときは、会議に有識者等の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第7条 協議会に幹事会を置き、会議に付議すべき事項等について、企画、立案および調整に当たるものとする。

2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。

3 幹事長は、福井県総合政策部長の職にある者をもって充てる。

4 幹事長は、必要と認めたときは、別表第2（オブザーバー）に掲げる者を幹事会に参加させることができる。

5 幹事長は、必要と認めたときは、幹事会に有識者等の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、福井県総合政策部新幹線建設推進課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成25年3月29日から施行する。

別表第1 (第3条関係) 福井県並行在来線対策協議会

所 属	職
福 井 県	知 事
福 井 市	市 長
敦 賀 市	市 長
鯖 江 市	市 長
あ わ ら 市	市 長
越 前 市	市 長
坂 井 市	市 長
南 越 前 町	町 長
福 井 県 市 長 会	会 長
福 井 県 町 村 会	会 長
北 陸 経 済 連 合 会	会 長
福 井 県 商 工 会 議 所 連 合 会	会 頭
福 井 県 商 工 会 連 合 会	会 長
日本労働組合総連合会福井県連合会	会 長
福 井 県 高 等 学 校 P T A 連 合 会	会 長
福 井 県 連 合 婦 人 会	会 長
え ち ぜ ん 鉄 道 (株)	代表取締役社長
福 井 鉄 道 (株)	代表取締役社長
(公社) 福 井 県 バ ス 協 会	会 長

(オブザーバー)

所 属	職
西 日 本 旅 客 鉄 道 (株) 金 沢 支 社	支 社 長
日 本 貨 物 鉄 道 (株) 金 沢 支 店	支 店 長

別表第2（第7条関係） 福井県並行在来線対策協議会幹事会

所 属	職
福 井 県	総合政策部長
福 井 県	新幹線・交通政策監
福 井 市	特命幹
敦 賀 市	都市整備部長
鯖 江 市	総務部長
あ わ ら 市	市民福祉部理事
越 前 市	政策審議監
坂 井 市	総務部長
南 越 前 町	企画財政課長
福 井 県 市 長 会	事務局長
福 井 県 町 村 会	事務局長
北 陸 経 済 連 合 会	理事・事務局長
福 井 県 商 工 会 議 所 連 合 会	常勤理事
福 井 県 商 工 会 連 合 会	専務理事
日本労働組合総連合会福井県連合会	事務局長
福 井 県 高 等 学 校 P T A 連 合 会	事務局長
福 井 県 連 合 婦 人 会	副会長
え ち ぜ ん 鉄 道 (株)	広報営業・新規事業開発部 新規事業開発担当
福 井 鉄 道 (株)	渉外部長
(公社) 福 井 県 バ ス 協 会	専務理事

(オブザーバー)

所 属	職
西日本旅客鉄道(株)金沢支社	副支社長
日本貨物鉄道(株)金沢支店	副支店長